

○ 福祉事業等の取扱いについて（昭和 61 年 2 月 13 日消基発第 92 号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第 1 （略） 2 （略） (2) （略） ア 電動車椅子 両下肢及び両上肢に著しい障害を残し、当該障害に関し、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（以下「基準政令」という。）第 6 条に規定する障害補償を受けている者で、<u>車椅子</u>の使用が著しく困難であると認められるもの又は呼吸器若しくは循環器の障害を受けた者であって、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当し、かつ、車椅子の使用が著しく困難であると認められるものに対し、1 台を支給するものとする。 イ 歩行車 高度の失調又は平衡機能障害を残し、当該障害に関し、非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令（平成 18 年総務省令第 110 号。以下「総務省令」という。）別表第二に定める第 3 級以上の障害等級に<u>該当する程度の障害</u>(同表に定める各障害等級の障害に該当しない障害であって、同表に定める各障害等級の障害に相当するものを含む。以下同じ。)がある者に対し、1 台を支給するものとする。 ウ 浣腸器付排便剤 せき髄損傷者又は排便反射を支配する神経の損傷により、用手摘便を要する状態又は恒常的に 1 週間に排便が 2 回以下の高度な便秘といった排便障害を有し、当該障害に関し、<u>基準政令第 6 条に規定する障害補償を受けている者</u>で、医師が浣腸器付排便剤の使用の必要があると認めるものに対し、3 日に 1 個の割合で支給するものとする。 なお、<u>浣腸器付排便剤</u>の支給は、3 日に 1 個の割合で算出した 60 本（6 か月分）をまとめて支給して差し支えないものである。 オ 介助用リフター 総務省令別表第二に定める障害等級第 1 級第 3 号若し	第 1 （略） 2 （略） (2) （略） ア 電動車いす 両下肢及び両上肢に著しい障害を残し、当該障害に関し、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（以下「基準政令」という。）第 6 条に規定する障害補償を受けている者で、<u>車いす</u>の使用が著しく困難であると認められるもの又は呼吸器若しくは循環器の障害を受けた者であって、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当し、かつ、<u>車いす</u>の使用が著しく困難であると認められるものに対し、1 台を支給するものとする。 イ 歩行車 高度の失調又は平衡機能障害を残し、当該障害に関し、非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令（平成 18 年総務省令第 110 号。以下「総務省令」という。）別表第二に定める第 3 級以上の障害等級に<u>該当する障害</u>がある者に対し、1 台を支給するものとする。 ウ 浣腸器付排便剤 せき髄損傷者又は排便反射を支配する神経の損傷により、用手摘便を要する状態又は恒常的に 1 週間に排便が 2 回以下の高度な便秘といった排便障害を有し、当該障害に関し、<u>総務省令別表第二に定める第 3 級以上の障害等級に該当する障害がある者</u>で、医師が浣腸器付排便剤の使用の必要があると認めるものに対し、3 日に 1 個の割合で支給するものとする。 なお、<u>浣腸器付排便剤</u>の支給は、3 日に 1 個の割合で算出した 60 本（6 か月分）をまとめて支給して差し支えないものである。 オ 介助用リフター 総務省令別表第二に定める障害等級第 1 級第 3 号若し

くは第 4 号に該当する者又はこれらと同程度の障害の状態にあると認められる者で、車椅子又は義肢の使用が不可能である者に対し、1 台を支給するものとする。

ただし、当該対象者の症状並びに介助用リフターの性能及び操作方法を理解し、介助用リフターを安全に使用できる介護人がおり、当該対象者の家屋の構造が介助用リフターの円滑な移動に適するものである場合に限るものとする。

なお、「これらと同程度の障害の状態にあると認められる者」とは、例えば、四肢全廃、四肢喪失、両上肢喪失でかつ両下肢全廃、両上肢全廃でかつ両下肢喪失等の症状で、常時介護を受けている者をいう。

カ フローテーションパッド（車椅子用・電動車椅子用） 福祉規程第 4 条第3項第7号の規定により支給された車椅子又はアにより支給された電動車椅子を使用する者のうち、じょくそうがでん部又は大たい部に発生するおそれがあり、フローテーションパッド（車椅子用・電動車椅子用）の使用が医学上必要と認められる者に対し、1 枚を支給するものとする。

キ ギャッチベッド 総務省令別表第二に定める障害等級第1級第3号若しくは第 4 号に該当する者又はこれらと同程度の障害の状態にあると認められる者で、車椅子又は義肢の使用が不可能である者に対し、1 台を支給するものとする。

なお、「ギャッチベッド」とは、原則として頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有する特殊寝台をいうものであり、「これらと同程度の障害の状態にあると認められる者」とは、例えば、四肢全廃、四肢喪失、両上肢喪失でかつ両下肢全廃、両上肢全廃でかつ両下肢喪失等で、常時介護を受けている者をいう。

コ 座位保持装置 総務省令別表第二に定める第 1 級の障害等級に該当する程度の障害がある者のうち、四肢又は体幹に著しい障害を残し、座位が不可能又は困難と認められるものに対し、1 台を支給するものとする。

(9) 補装具の支給、修理又は再支給（以下(9)において「支給等」という。）

くは第 4 号に該当する者又はこれらと同程度の障害の状態にあると認められる者で、車いす又は義肢の使用が不可能である者に対し、1 台を支給するものとする。

ただし、当該対象者の症状並びに介助用リフターの性能及び操作方法を理解し、介助用リフターを安全に使用できる介護人がおり、当該対象者の家屋の構造が介助用リフターの円滑な移動に適するものである場合に限るものとする。

なお、「これらと同程度の障害の状態にあると認められる者」とは、例えば、四肢全廃、四肢喪失、両上肢喪失でかつ両下肢全廃、両上肢全廃でかつ両下肢喪失等の症状で、常時介護を受けている者をいう。

カ フローテーションパッド（車いす用・電動車いす用） 福祉規程第 4 条第3項第7号の規定により支給された車いす又はアにより支給された電動車いすを使用する者のうち、じょくそうがでん部又は大たい部に発生するおそれがあり、フローテーションパッド（車いす用・電動車いす用）の使用が医学上必要と認められる者に対し、1 枚を支給するものとする。

キ ギャッチベッド 総務省令別表第二に定める障害等級第1級第3号若しくは第 4 号に該当する者又はこれらと同程度の障害の状態にあると認められる者で、車いす又は義肢の使用が不可能である者に対し、1 台を支給するものとする。

なお、「ギャッチベッド」とは、原則として頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有する特殊寝台をいうものであり、「これらと同程度の障害の状態にあると認められる者」とは、例えば、四肢全廃、四肢喪失、両上肢喪失でかつ両下肢全廃、両上肢全廃でかつ両下肢喪失等で、常時介護を受けている者をいう。

コ 座位保持装置 総務省令別表第二に定める障害等級第 1 級の障害補償を受けている者のうち、四肢又は体幹に著しい障害を残し、座位が不可能又は困難と認められるものに対し、1 台を支給するものとする。

(9) 補装具の支給、修理又は再支給（以下(9)において「支給等」という。）

は、その種目、型式、材質等に応じ、原則として「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の算定等に関する基準」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 528 号）別表に定める額（同表に掲げられていない補装具の支給等を行う場合にあっては「義肢等補装具支給要綱の制定について」（平成 18 年 6 月 1 日基発第 0601001 号厚生労働省労働基準局長通達）別添「義肢等補装具支給要綱」別表 2 及び別表 3 に定める額）の 100 分の 104.8（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）別表第 1 第 10 号に該当しないもの（以下(9)において「課税物品」という。）にあっては、100 分の 108）に相当する額の範囲内で行うものとする。ただし、当該額が次に掲げる補装具の種目等の区分に応ずるそれぞれ次に掲げる額の 100 分の 104.8（課税物品にあっては 100 分の 108）に相当する額に満たない場合には、当該相当する額の範囲内で行うことができるものとする。

ア～オ （略）

4 （略）

(1) （略）

ア 一酸化炭素中毒、減圧症、脳血管疾患又は有機溶剤中毒等（一酸化炭素中毒を除く。）に由来する脳の器質性障害を有する者で、総務省令別表第二に定める程度の障害が存するもの（脳血管疾患又は有機溶剤中毒等（一酸化炭素中毒を除く。）に由来する脳の器質性障害を有する者で同表第 10 級以下の障害等級に該当する程度の障害が存する者にあっては、医学上特にアフターケアの必要が認められるものに限る。）

ウ せき髄を損傷した者のうち、総務省令別表第二に定める程度の障害が存する者（同表第 4 級以下の障害等級に該当する程度の障害が存する者にあっては、医学上特にアフターケアの必要が認められるものに限る。）

コ 心・血管疾患にり患した者又はペースメーカー若しくは除細動器を植え込んだ者で総務省令別表第二に定める程度の障害が存するもの（同表第 10 級以下の障害等級に該当する程度の障害が存する者にあっては医学上特にアフターケアの必要が認められるものに限る。）

は、その種目、型式、材質等に応じ、原則として「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の算定等に関する基準」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 528 号）別表に定める額（同表に掲げられていない補装具の支給等を行う場合にあっては「義肢等補装具支給要綱の制定について」（平成 18 年 6 月 1 日基発第 0601001 号厚生労働省労働基準局長通達）別添「義肢等補装具支給要綱」別表 2 及び別表 3 に定める額）の 100 分の 103（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）別表第 1 第 10 号に該当しないもの（以下(9)において「課税物品」という。）にあっては、100 分の 105）に相当する額の範囲内で行うものとする。ただし、当該額が次に掲げる補装具の種目等の区分に応ずるそれぞれ次に掲げる額の 100 分の 103（課税物品にあっては 100 分の 105）に相当する額に満たない場合には、当該相当する額の範囲内で行うことができるものとする。

ア～オ （略）

4 （略）

(1) （略）

ア 一酸化炭素中毒、減圧症、脳血管疾患又は有機溶剤中毒等（一酸化炭素中毒を除く。）に由来する脳の器質性障害を有する者で、総務省令別表第二に定める程度の障害が存するもの（脳血管疾患又は有機溶剤中毒等（一酸化炭素中毒を除く。）に由来する脳の器質性障害を有する者で同表第 10 級以下の障害等級に該当する者にあっては、医学上特にアフターケアの必要が認められるものに限る。）

ウ せき髄を損傷した者のうち、総務省令別表第二に定める程度の障害が存する者（同表第 4 級以下の障害等級に該当する者にあっては、医学上特にアフターケアの必要が認められるものに限る。）

コ 心・血管疾患にり患した者又はペースメーカー若しくは除細動器を植え込んだ者で総務省令別表第二に定める程度の障害が存するもの（同表第 10 級以下の障害等級に該当する者にあっては医学上特にアフターケアの必要が認められるものに限る。）

シ 熱傷の傷病者で総務省令別表第二に定める障害等級に該当する程度の障害が存するもの（同表第 14 級の障害等級に該当する程度の障害が存する者にあっては、医学上特にアフターケアが必要と認められるものに限る。）

ス 外傷により末梢神経を損傷して激しい疼痛を有する者で総務省令別表第二に定める第 12 級以上の障害等級に該当する程度の障害が存するもの

6 (略)

(5) 「介護等」の供与又は供与に必要な費用の支給は 1 回 3 時間とし、最初に供与を受けた日から起算して 8 週間を単位とする期間ごとに 24 回を限度とする。また、1 日の利用回数は 3 回までとする。

7 (略)

(1) (略)

ア 福祉規程第 10 条第 1 項第 1 号の「学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に定める学校（幼稚園を除く。）」とは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校及び特別支援学校をいい、高等学校は定時制課程及び通信制課程並びに専攻科及び別科を含み、大学は夜間部及び通信教育、専攻科及び別科並びに短期大学及び大学院を含み、高等専門学校は専攻科を含むものである。また、専修学校の一般課程のうち、入学資格において学校教育法第 125 条第 2 項に規定する程度と同等以上であるものは、福祉規程第 10 条第 1 項第 1 号の「当該課程の程度が高等課程と同等以上」に該当する。

(3) (略)

イ 福祉規程第 10 条第 6 項の「在学者等について奨学援助金を支給することが適当でない事情」とは、停学の処分を受けて登校を禁じられている場合又は休学のため学資等の支弁を必要としない場合等のほか、学校教育法に定める修業年限（専修学校にあっては各専修学校が定める課程ごとの修業年限をいう。）又は職業脳能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）に定める訓練期間を超えるに至った場合（特別の事情がある

シ 熱傷の傷病者で総務省令別表第二に定める障害等級に該当する程度の障害が存するもの（同表第 14 級の障害等級に該当する者にあっては、医学上特にアフターケアが必要と認められるものに限る。）

ス 外傷により末梢神経を損傷して激しい疼痛を有する者で総務省令別表第二に定める第 12 級以上の障害等級に該当する障害が存するもの

6 (略)

(5) 「介護等」の供与又は供与に必要な費用の支給は 1 回 3 時間とし、最初に供与を受けた日から起算して 8 週間を単位とする期間ごとに 24 回を限度とする。また、1 日の利用回数は 1 回又は 2 回とする。

7 (略)

(1) (略)

ア 福祉規程第 10 条第 1 項第 1 号の「学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に定める学校（幼稚園を除く。）」とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校及び特別支援学校をいい、高等学校は定時制課程及び通信制課程並びに専攻科及び別科を含み、大学は夜間部及び通信教育、専攻科及び別科並びに短期大学及び大学院を含むものである。また、専修学校の一般課程のうち、入学資格において学校教育法第 125 条第 2 項に規定する程度と同等以上であるものは、福祉規程第 10 条第 1 項第 1 号の「当該課程の程度が高等課程と同等以上」に該当する。

(3) (略)

イ 福祉規程第 10 条第 6 項の「在学者等について奨学援助金を支給することが適当でない事情」とは、停学の処分を受けて登校を禁じられている場合又は休学のため学資等の支弁を必要としない場合等のほか、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める修業年限（専修学校にあっては各専修学校が定める課程ごとの修業年限をいう。）又は職業脳能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）に定める訓練期間を超えるに至った

場合を除く。)が該当する。

なお、留年については、原則として、「在学者等について奨学援護金を支給することが適当でないと認める事情」には該当しない者として取り扱って差し支えないものである。

(4) (略)

ア 福祉規程第 29 条第 1 項第 7 号に規定する別記基金様式第 12 号の〔注意事項〕4 の(1)の「在学者等 (小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の在学者を除く。) の在学又は在校を証明する書類」は、公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学の在学者にあつては、訓練課程の種類及び訓練期間を証明することができるものとする。

なお、別記基金様式第 12 号の〔注意事項〕4 の(1)から(4)までに掲げる書類で、請求書の提出前に既に基金に提出されたものと重複するものについては、添付する必要はないものである。

ウ 福祉規程第 31 条に規定する別記基金様式第 20 号の〔注意事項〕3 の(1)の「在学者等 (小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の在学者を除く。) の在学又は在校を証明する書類」は、公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学の在学者にあつては、訓練課程の種類及び訓練期間を証明することができるものとする。

なお、支払請求書の様式等に関する規程（以下「様式規程」という。）第 4 条の 2 に規定する定期報告書に添付する書類と重複するものについては、添付する必要のないものである。

12 (略)

(2) 再発した公務上の傷病が治った場合において、再発等級が初発等級より上位の障害等級に該当し、かつ、当該障害等級が総務省令別表第二に定める第 7 級以上の障害等級に該当する程度であるとき（昭和 51 年 4 月 1 日から平成 5 年 3 月 31 日までに初発傷病が治った場合で、初発等級が総務省令別表

場合（特別の事情がある場合を除く。）が該当する。

なお、留年については、原則として、「在学者等について奨学援護金を支給することが適当でないと認める事情」には該当しない者として取り扱って差し支えないものである。

(4) (略)

ア 福祉規程第 29 条第 1 項第 7 号に規定する別記基金様式第 12 号の〔注意事項〕4 の(1)の「在学者等 (義務教育学校の在学者を除く。) の在学又は在校を証明する書類」は、公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学の在学者にあつては、訓練課程の種類及び訓練期間を証明することができるものとする。

なお、別記基金様式第 12 号の〔注意事項〕4 の(1)から(4)までに掲げる書類で、請求書の提出前に既に基金に提出されたものと重複するものについては、添付する必要はないものである。

ウ 福祉規程第 31 条に規定する別記基金様式第 20 号の〔注意事項〕3 の(1)の「在学者等 (義務教育学校の在学者を除く。) の在学又は在校を証明する書類」は、公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学の在学者にあつては、訓練課程の種類及び訓練期間を証明することができるものとする。

なお、支払請求書の様式等に関する規程（以下「様式規程」という。）第 4 条の 2 に規定する定期報告書に添付する書類と重複するものについては、添付する必要のないものである。

12 (略)

(2) 再発した公務上の傷病が治った場合において、再発等級が初発等級より上位の障害等級に該当し、かつ、当該障害等級が総務省令別表第二に定める第 7 級以上の障害等級に該当するとき（昭和 51 年 4 月 1 日から平成 5 年 3 月 31 日までに初発傷病が治った場合で、初発等級が総務省令別表第二に定め

第二に定める第 8 級以下の障害等級に該当する程度であるときを除く。)は、再発等級に応ずる福祉規程第 15 条第 2 項各号に掲げる額から、初発等級に応ずる同項各号に掲げる額を差し引いた額を支給するものとする。

15 (略)

(3) (略)

イ (略)

(ア) 再発等級が総務省令別表第二に定める第 7 級以上の障害等級に該当する程度であるとき 初発等級に応ずる福祉規程第 18 条第 2 項の規定による額を 25 で除して得た額

(イ) 再発等級が総務省令別表第二に定める第 8 級以下の障害等級に該当する程度であるとき 初発等級に応ずる福祉規程第 18 条第 2 項の規定による額

る第 8 級以下の障害等級に該当するときを除く。)は、再発等級に応ずる福祉規程第 15 条第 2 項各号に掲げる額から、初発等級に応ずる同項各号に掲げる額を差し引いた額を支給するものとする。

15 (略)

(3) (略)

イ (略)

(ア) 再発等級が総務省令別表第二に定める第 7 級以上の障害等級に該当するとき 初発等級に応ずる福祉規程第 18 条第 2 項の規定による額を 25 で除して得た額

(イ) 再発等級が総務省令別表第二に定める第 8 級以下の障害等級に該当するとき 初発等級に応ずる福祉規程第 18 条第 2 項の規定による額